

久喜市交通安全対策会議条例

平成 22 年条例第 190 号

(設置)

第 1 条 交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、久喜市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 久喜市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第 3 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、12 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 国の関係地方行政機関職員
 - (2) 埼玉県職員
 - (3) 埼玉県警察の警察官
 - (4) 久喜市職員
 - (5) 久喜市教育委員会教育長
 - (6) 埼玉東部消防組合消防局長
- 6 委員は、非常勤とする。

(特別委員)

第 4 条 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解職されるものとする。
- 4 特別委員は、非常勤とする。

(委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、市民部生活安全課において処理する。

附 則

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 26 日条例第 25 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 8 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。